

## 深川市スポーツ大会開催助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で開催される全国及び全道規模のスポーツ大会に対して助成を行い、本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、大会を主催又は主管するスポーツ団体等とする。

(助成対象大会)

第3条 助成対象のスポーツ大会は、本市のスポーツ振興に資するもので、深川市内で開催される次の各号に掲げる要件をすべて満たし、教育委員会が適当と認めた大会とする。

- (1) 全国的又は全道的な参加範囲をもって開催され、当該大会において優勝者が決定される大会であること。
- (2) 大会の主催者又は主管者がスポーツ団体等であること。
- (3) 大会が各地区に分散して開催される場合は、中心的開催地として行われること。

2 教育委員会が前項と同等と認める大会

(助成額)

第4条 助成額は、次の表のとおりとする。

大会期間	1日間	2日間	3日間	4日間以上
助成額	15,000円	30,000円	40,000円	50,000円

2 別に市から助成等を受ける大会には助成しない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、深川市補助金等交付要綱（昭和51年制定）（以下「要綱」という。）で定める補助金等交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（開催要項等事業内容詳細が分かるもの）
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考資料

(助成金の決定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、すみやかに交付の決定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた対象者は、要綱で定める補助金等交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた対象者は、事業が完了したときは要綱で定める補助事業等実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

(助成金決定の取消し及び返還)

第9条 助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成

金の全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 事業が中止になった時。なお、そのときは教育委員会に申し出るものとする。
  - (4) その他助成金の交付決定を取り消すことが適当であると認めたとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和2年9月29日から施行する。